【重要】海外 ATM ご利用に伴うマイナンバー確認書類のご提出について

1.マイナンバーを提出する理由は？

「キャッシュパスポート」は国外への資金移動サービス（海外 ATM 引出）機能を有するため、2016 年 1 月より「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」に基づき、お客様のマイナンバーの確認が必要になりました。
2015 年 12 月 31 日以前に「キャッシュパスポート」をご契約いただいているお客様も、今後海外 ATM 引出をご利用される場合はマイナンバーの提出が必要になります。
尚、海外での Mastercard 加盟店でのお買物やサービスのお支払いには今まで通りご利用いただけます。

2. マイナンバーを提出する方法は？　（2108 年 12 月 17 日以前にお申込みのお客様）

別途、E メールで送付させていただきましたアップロード専用サイトにアクセスし、画面の案内に従い、次のいずれかの書類をご提出ください。

ログイン ID：　　E メールに記載
パスワード：　　お客様の生年月日（例：1980 年 5 月 6 日→19800506）

【以下、1～3 のいずれか】
1. マイナンバーカード両面
2. 通知カードと住所等確認書類
3. マイナンバーの記載のある住民票（6 ヶ月以内に発行されたものに限ります）と住所等確認書類

※住所等確認書類：現住所が記載された運転免許証、パスポートおよび在留カード

メールアドレスのご登録のないお客様には ご登録いただいている自宅住所にマイナンバー確認書類提出に関するご案内を郵送でお送りしております。案内に従い、マイナンバー確認書類をご提出ください。

3.　提出したマイナンバーの個人情報の管理は大丈夫？

ご提出いただいたマイナンバーは、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」に基づく確認の目的で、限られた担当者のみが取扱います。ご提出していただきましたマイナンバー書類は確認が済み次第、適切な管理の元、復元できないよう消去（破棄）されます。

4. マイナンバー確認書類提出に関する案内を受け取ってないのですがどうすれば良いですか？　（2108 年 12 月 17 日以前にお申込みのお客様）

お客様のご登録いただいているメールアドレス（メールアドレスのご登録のないお客様には ご登録いただいている自宅住所）にマイナンバー確認書類提出に関するご案内をお送りしております。万一受信（受領）されていらっしゃらない場合、お手数ですがカードの裏面に記載の電話番号（カードサービス）までご連絡ください。マイナンバー確認書類提出の方法についてご案内させていただきます。

5. 現在、海外旅行中（留学中、赴任中）でお金をすぐに海外 ATM で引出したいのですが？

カードの裏面に記載されている電話番号（カードサービス）まで至急ご連絡ください。ご本人様の確認が取れ次第、緊急の対応（現金手配サービス等）を取らせていただきます。

6. 「キャッシュパスポート」の買物やサービスの支払機能は問題なく利用できますか？

海外での Mastercard 加盟店でのお買物やサービスのお支払いには、今まで通りご利用いただけます。また加盟店でのご利用のための追加入金（チャージ）も可能です。

7. E メールに添付されているリンクをクリックするのが怖いのですが、他に方法ありますか？　（2108 年 12 月 17 日以前にお申込みのお客様）

弊社から送信させていただいているメールのリンクについては安心してご利用いただけますが、万一ご不安の場合はカードの裏面に記載されている電話番号（カードサービス）まで至急ご連絡ください。ご連絡いただけましたら、お時間をいただきますが郵送にてご案内いたします。

8. 必要なマイナンバー書類がありません。マイナンバーについてはどこに問い合わせればよいですか？

下記のリンクのマイナンバー総合サイトにて詳細をご確認ください。
https://www.kojinbango-card.go.jp/

9.　2019 年 1 月 1 日までにマイナンバーを提出できない場合どうなりますか？

2019 年 1 月 1 日までに弊社にてマイナンバーを確認できない場合、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」に従って「キャッシュパスポート」の海外 ATM の引出機能がご利用できなくなります。　但し、マイナンバーをご提出いただき弊社での確認作業が完了致しましたら、再度海外 ATM の引出機能がご利用できるようになります。

10. 私は現在留学（もしくはお仕事）で海外に在住しており（非居住者）、マイナンバーの交付をうけておりません。どうすれば良いですか？

非居住者届出書をご提出ください（弊社の定型の届出書に必要事項を記入し署名の上、下記までメール添付またはご郵送にてご返信ください）。非居住者届出書が必要のお客様はお手数ですが、カードサービスまでご連絡ください。
尚、帰国後マイナンバーの交付を受けられましたら、すみやかに弊社までご連絡の上マイナンバー確認書類をご提出ください。

11. もしわからないことがあれば、どこに連絡すれば良いですか？

マイナンバー書類の提出につきましてご不明な事がございましたら、カードの裏面に記載されているカードサービスまでご連絡ください。

◇お問合せ先

Mastercard Prepaid Management Services Japan 株式会社

〒150-8512 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号セルリアンタワー16 階

https://www.jpcashpassporttest.jp/

Eメール：cardservicesjp@mastercard.com

TEL :03-5728-5290　営業時間 9 :30～17 :00（土日祝休）